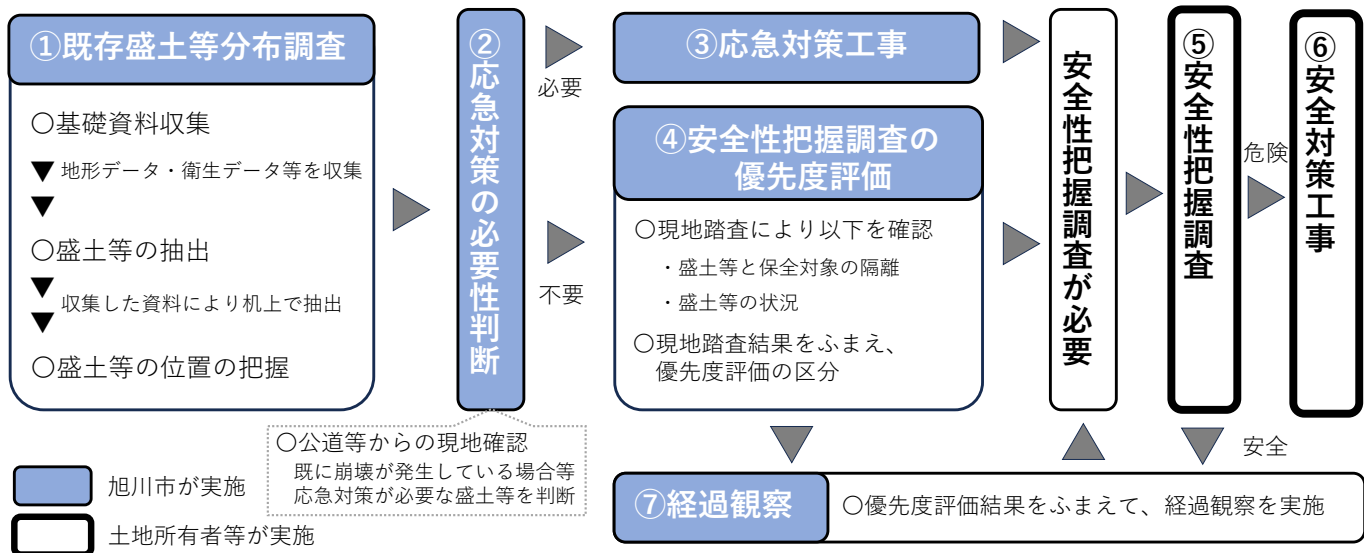


盛土規制法に基づく 基礎調査（既存盛土等調査）について

調査の概要

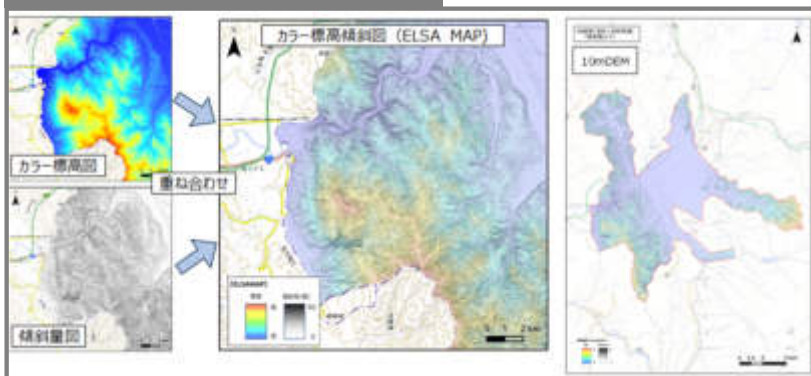
■旭川市では、盛土規制法の規定に基づき、同法の規制開始時点で既に行われた「盛土、切土又は土石の一時的な堆積」（既存盛土等）について、その分布状況を把握したうえで、安全性を確認する調査実施しています。



■「⑤安全性把握調査」が必要となった場合、土地の所有者、管理者又は占有者のほか、工事主や工事施行者、原因行為者（土地所有者等）が調査を実施することになります。

■安全性把握調査の結果、崩壊のおそれがあるものについては、土地所有者等が「⑥安全対策工事」を実施する必要があります。

①既存盛土等分布調査状況



④安全性把握調査の優先度評価状況



調査の結果など

■既存盛土等分布調査

令和7年度に実施した調査により、旭川市では既存盛土等が53箇所あることを把握しました。

■応急対策の必要性判断

令和7年度に実施した調査により、旭川市では応急対策が必要な既存盛土等はありません。

■経過観察

令和8年度より把握した53箇所の既存盛土等に対して、経過観察を実施します。

相談
窓口

旭川市都市振興部都市計画課

☎ 0166-25-8530

旭川市役所第2庁舎3階 平日午前8時45分から午後5時15分まで